

平成 26 年 8 月 1 日

オーストラリア財務省の市中協議文書「Implementation of Australia's G-20 over-the-counter derivatives commitments (AUD-IRD central clearing mandate)」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、オーストラリア財務省が本年 7 月 8 日に公表した市中協議文書「Implementation of Australia's G-20 over-the-counter derivatives commitments (AUD-IRD central clearing mandate)」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、提案されたAUD-IRD取引の清算集中について基本的に賛成するが、他法域の清算集中義務規制を考慮しない二重規制とならないよう、本件検討に当たり、以下のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

1. AUD-IRD 取引の清算集中について (Q1)

AUD-IRD 取引の清算集中については、追加で発生する Compliance Cost が小さいことから、清算集中義務を課すことに基本的には賛成する。

ただし、これは本邦金融商品取引業者でも比較的低コストで利用できる LCH. Clearnet Ltd での清算集中を前提としたものである。

2. LCH. Clearnet Ltd 以外での清算集中等について (Q3)

本邦金融機関は、後述「4.」のとおり、「円 IRS 取引」を LCH. Clearnet Ltd で清算集中することができない。したがって、これら各国の清算集中義務の不整合を、金融機関の負担で解消するには、別エンティティに取引を移管する等の多大な Compliance Cost（主にスタッフコスト、IT コスト）と時間が必要となる。

こうした事態を避けるためにも、規制対象となる金融機関は、米国ドッド・フランク法等の清算集中義務規制を遵守していることをもって、オーストラリア規制における清算集中義務の要件が満たされるようにする等、二重負担とならないよう考慮いただきたい。

3. 閾値の判定等について (Q4、Q5)

清算集中義務をディーラー間とすることには賛成する。

ただし、Internationally active dealer を定義する際に他国の制度に依拠することは避けたい。他国の制度で Internationally active dealer となっている場合でも、オーストラリア拠点で十分な態勢整備が行われているとは限らないため、閾値の判定においてはオーストラリア国内で記帳された OTC デリバティブの残高で行うべきである。

4. 各国当局間の同等性評価や中央清算機関の相互認証について (Q6)

「円 IRS 取引」が最も活発に取引が行われている東京市場においては、本邦規制により、本邦金融機関は、日本証券クリアリング機構 (JSCC) 以外での「円 IRS 取引」の清算集中が認められていない。このため、「円 IRS 取引」の清算集中においては、関係当局間の同等性評価や中央清算機関の相互認証の協議を行い、JSCC の利用を認める等、当該障壁を解消したうえで、清算集中義務を課すべきである。

以 上